

答申 情第21号

平成20年10月15日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書一部公開決定処分に関する諮問について（答申）

平成20年5月9日付FNo. 0・4・5により諮問のありました事案  
について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件の非公開決定とした津久井町地域協議会委員応募申込書（以下「応募申込書」という。）については、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないように、特定の個人が識別できる情報を除き、一部公開することが妥当である。

また、不存在として非公開決定とした応募資格チェック結果については、応募資格をチェックした趣旨を表わしている文書を個人情報を除き、一部公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての経緯

本件の異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成20年3月24日第2期相模原市津久井町地域協議会構成員に係る公募委員募集内容等について相模原市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項に基づき公文書の公開請求を行ったが、同年4月7日付で、条例上の実施機関である相模原市長から、「応募資格3要件のチェック結果を記載した文書は作成しておらず、存在しないため非公開とし、応募申込書については個人に関する情報であり、公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため非公開とする。」としてこの2文書を非公開とし、その他の文書を公開するという一部公開決定を受けた。

これに対して申立人が同年5月3日、その一部公開決定を取り消し、非公開文書の公開を求める異議申立てをしたので、実施機関は、同月9日付で、当審査会に対し条例17条に基づき諮問を行った。

## 3 異議申立人の趣旨

### (1) 応募申込書の非公開について

津久井町地域協議会公募委員の選考は作文のみによるものなので、応募申込書は「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に抵触しないよう氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人が識別できないような配慮（一部削除など）をした上で、公開すべきである。

### (2) 津久井町地域協議会公募委員の応募資格チェック結果を記載した文書の不存在について

応募資格の可否チェック結果を記載した文書が不存在とは理解しがたい。「相模原市審議会等の委員公募要綱」の4条（公募による委員の資格）及び5条（応募の方法等）、「同要綱の運用と解釈」の4条（公募による委員の資格）及び5条（応募の方法等）、「津久井町・相模湖町地域協議会委員の公募選考要領」の評価基準、「同要領の細則」の公募委員の資格及び審査方

法・採点方法・採点基準に基づき、応募資格をチェックした結果と個別資料がなければ事務処理に瑕疵があるといわざるを得ない。

また、全部非公開（不存在）であったにも拘わらず、公文書公開決定通知書の「公開することと決定した公文書の名称」の欄には、応募資格3要件のチェック結果と応募申込書が記載されている。

#### 4 実施機関の非公開理由説明要旨

##### (1) 応募申込書の非公開について

津久井町地域協議会公募委員の選考にあたっては、相模原市審議会等の委員公募要綱に基づき、「津久井町地域協議会委員応募申込書」という様式を指定し、住所、氏名、年齢、職業、電話番号の記載を求めたほかに、「応募の理由」と「地域協議会で何をしたいか」又は「自治区をどのようなまちにしていきたいか」のテーマについて1, 200文字程度での作文の提出を求めた。

提出された「応募申込書」は、7件がワープロで作成され、手書きの作文は9件あり、内容の多くは、自己の生活歴、職歴、地域における活動の実績が盛り込まれており、容易に個人が特定できるものであり、「応募申込書」を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため非公開とした。

##### (2) 津久井町地域協議会公募委員の応募資格チェック結果を記載した文書の不存在について

応募資格のうち「居住地、年齢」要件については、個別の応募申込書記載の住所、年齢欄で確認し、「他の審議会の委員でない」要件については、職員課が管理している「審議会等委員名簿（審議会別組織順／平成19年12月1日付け）」により該当の有無を個別に確認した。また、「本市の職員及び議員でない」要件については、職員、議員名簿により該当の有無を個別に確認した。

これらの公募委員の応募資格をチェックした結果を記載した書類については、相模原市審議会等の委員公募要綱に規定はなく、また、「津久井町・相模湖町地域協議会委員の公募選考要領」においても作成を義務付けてはいない。

したがって、公募委員の応募資格のチェックは確認したが、該当する文書を作成しておらず、存在しないため非公開とした。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例7条1号の個人に関する情報の該当性について

今回の非公開となった公文書は、応募資格3要件のチェック結果を記載した文書と応募申込書である。応募資格3要件のチェック結果を記載した文書は作成しておらず、存在しないため非公開としたものである。応募申込書は条例7条1号の個人に関する情報として非公開としたものである。

まず応募申込書の個人に関する情報による非公開事由の該当性について検討する。

条例では、非公開情報の一つとして、個人に関する情報、つまり当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）を定めている。

そして今回の請求対象である応募申込書には氏名、性別、郵便番号、住所、電話番号、年齢、職業の欄と応募の動機・抱負などを記入する欄がある。

前者の氏名から職業の欄のうち、応募者が直接記入した部分以外の様式に定められている氏名、性別等の項目については、次の(2)で述べるように、応募資格のチェック項目を含んでいること、また、項目自体は個人の情報ではないので、公開すべきである。

応募動機等の欄については、自己の生活歴、職歴、地域における活動の実績などが記載されているが、それらを区分して除くことは容易であり、また区分したとしても公開制度の趣旨が損なわれることがないと考えられる。また手書きの応募申込書の筆跡は個人を識別することが可能となる要素であることは否定できないが、筆跡のみで本人を識別できる場合は、本人をよく知る特定の関係者に限られ、一般には識別できるものではない。

このことから、応募動機欄については、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないように、自己の生活歴、職歴、地域における活動の実績など特定の個人が識別できる情報を除き、一部公開することが妥当であると判断する。

## (2) 文書不存在について

応募資格3要件とは、相模原市審議会等の委員公募要綱に定められている、①本市に在住する者で20歳以上の者②本市の他の審議会等の委員でない者③本市の職員及び議員でない者のことである。

実施機関は、このうち①と③については4(2)のとおり、応募申込書の氏名等の欄で確認したとしているが、審査会でさらに調査したところ、津久井町地域協議会公募委員選考結果という文書中に津久井町地域協議会公募委員受付状況という①と③についての一覧表が作成されていることが判明した。情報公開はできるだけ行うべきであり、この受付状況という書類

にはチェック表とは書かれていないが、チェックした趣旨を表わしている文書と考えられるので個人情報を除き公開するのが妥当である。

②の審議会等委員名簿のチェックに関しては、記録されたものが見当たらないので、文書として作成されていないと解さざるを得ない。

また、公開決定通知書の公開することと決定した文書の欄に不存在で非公開とした文書が記載されていたことについては、決定通知書の様式の不適切さが誤解を生ぜしめているので、今後は公開文書と不存在で非公開とした文書を明確に区別して決定通知書を作成すべきである。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 5月 9日	・ 諮 問
5月21日	・ 審 議
5月29日	・ 実施機関からの理由説明書を受理
6月12日	・ 異議申立人からの意見書を受理
7月 4日	・ 審 議 ・ 実施機関の職員から理由説明の聴取
8月29日	・ 審 議

第1部会委員 徳永 勝  
後藤 光男  
齊藤 愛